

支援措置の対象となる大学等の要件（機関要件）への対応のポイント  
（具体的な詳細事項については今後の制度設計を通して決定）

【要件1】実務経験のある教員による授業科目の配置

- 卒業に必要となる標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていること。
- 必修科目か、選択科目かは問わない。学部等共通科目でも可。
- 「実務経験のある教員による授業科目」とは、担当する授業科目に関連した実務経験を有している者が、その実務経験を十分に授業に活かしつつ、実践的教育を行っている授業科目を指す。必ずしも実務経験のある教員が直接の担当でなくとも、例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目でも可。
- 全ての学部等が要件を満たすことが必要であるが、学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することで要件を満たすものとする。
- どの授業科目が「実務経験のある教員による授業科目（主として実践的教育から構成されるものを含む）」であるかを授業計画（シラバス）等で学生に対し明らかにすることが必要。

## 支援措置の対象となる大学等の要件（機関要件）への対応のポイント

### 【要件2】外部人材の理事への任命

- 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の業務執行において重要な役割を有する「理事」に、任命の際現に当該大学等を設置する法人の役員や職員でない産業界等の外部人材を複数任命していること。
- 上記以外の設置者の場合は、理事への外部人材の任命に代えて、社会や産業界のニーズを踏まえた意見を学校運営に反映させられる組織や体制に、複数の外部人材が参画していること。
- 各大学等において、当該外部人材の理事に期待する役割や任命する理由を明確にすること。

(参考1) 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

#### ③ 大学改革

##### （経営力の強化）

大学に学外理事を複数名置くことは、高等教育の無償化の支援措置の対象となる大学の要件にもなっているが、経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める必要がある。国立大学については、国立大学法人法を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにする。私立大学については、関係団体が定める自主行動基準（ガバナンス・コード）を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進する。

(参考2) 国立大学法人法（抄）

第14条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

## 支援措置の対象となる大学等の要件（機関要件）への対応のポイント

### 【要件3】 厳格な成績管理の実施・公表

- ※ 支援対象者の要件（単位修得率やGPA等の下位4分の1などの場合の警告等）を適正に機能させるための前提となる。
- 以下の取組を通じ、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。
  - ・ 各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）の作成・公表
  - ・ 学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による学修成果の厳格かつ適正な評価、単位授与
  - ・ GPAなどの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施
  - ・ 卒業の認定に関する方針・基準の策定・公表・実施
- 支援対象者への成績要件の適用により、警告を受けたり、支給しないこととされた学生の数やその事由については、大学等ごとに公表する。

### （留意事項）

上記の取組を通じて把握した学生等の学修成果や各大学等の教育成果の状況については、大学等が教育活動の不断の改善を自主的に図る観点から、積極的に公表していくことが重要。

## <支援対象者の要件との関係で学内ルールの明確化・整備が必要な事項の例>

- 退学・停学その他の処分の基準の設定
- 修業年限で卒業できないことの確定基準（進級要件の明確化など）の設定
- 年間に修得・実施すべき標準的な単位数・授業時数の設定
- GPAなどの成績評価の客観的指標の設定
- 2年制以下の場合の年度途中における学習状況の確認方法・体制の整備
- 休学・復学の手続の整備  
(※正式の手続を経て休学する場合には支援を停止し、のちに再開が可能。)

### (参考) 支援対象者の要件

#### <直ちに打ち切り>

- i 大学等により、退学・停学その他の処分を受けた場合
- ii 修業年限で卒業できないことが確定したと大学等が判断した場合
- iii 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合
- iv 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

#### <警告（連続で打ち切り）>

- i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
- ii GPA（平均成績）等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合
- iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合

ただし、iiによる警告を連続で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討を行う。

2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても、上記と同様に「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支給しないこととする。

「警告」や「打ち切り」の学生等の数やその事由については大学等ごとに公表。

## 支援措置の対象となる大学等の要件（機関要件）への対応のポイント

### 【要件4】財務・経営情報の開示

- 法令に則り、財務諸表のほか、事業報告書や監査報告などを開示。また、経営情報の一環として、定員充足や進学・就職の状況などの情報を開示。
- 開示の方法としては、ホームページ等での一般公開を行う。
- 設置者が国立大学法人、公立大学法人及び学校法人以外の法人や個人の場合についても、財務・経営面での透明性を確保する観点から、上記と同様の財務諸表等の開示の内容・方法を必要に応じて定め、法令に則り、情報を開示していることを要件とする。
- 専門学校については、職業実践専門課程における情報開示を基礎として、上記に相当する情報を開示するものとし、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示。

教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないことがないよう、支援措置の対象となる大学等の要件において、必要な措置を講じていくこととする。

⇒ 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。